

「サツマイモ基腐病」に注意！

お問合せ先

農業振興普及課
0959-72-5115

- ◆全国的に猛威を振るっている「サツマイモ基腐病」が、五島振興局管内でも発生しています。
- ◆一旦発生すると防除が困難ですので、以下の3つの対策を徹底してください。
 - ① 圃場に病気を **持ち込まない**（健全な種イモ、苗を使用する）
 - ② 圃場で病気を **増やさない**（定期的な薬剤防除を行う）
 - ③ 圃場に病気を **残さない**（発病株の圃場外へ持ち出し処分する）

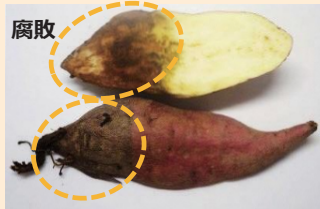
サツマイモ基腐病の症状

- ・地際の茎（つる）が黒変し、茎葉が繁茂する時期には黒～黒褐色に変色し枯死します。【写真①】
- ・塊根（イモ）は、なり首から腐敗します。【写真②】

写真①



写真②



対策研修会

- ・8月に講師を招聘して開催しました。
- ・今後も要望があれば都度対応いたします。



疑われる症状が見られましたら、五島振興局農業振興普及課またはJAごとう各支店へご相談ください。

農薬の安全使用に努めましょう!!

お問合せ先

農業振興普及課
0959-72-5115

- 1 農作物をよく観察し、耕種防除や早期防除により、農薬使用量の削減に努めましょう。
- 2 農薬は使う前に**必ずラベル（説明書）をよく読み、使用基準を守りましょう。**
- 3 液の調製や散布作業は、**マスク、手袋、保護メガネを着用し、露出部分を少なくしましょう。**
- 4 散布作業は熱い日中を避け、風の無い朝夕の涼しい時を選び、一人で長時間の作業はしないようにしましょう。**現場には関係者以外の人を近づけない、さらに周辺に飛散しないよう注意しましょう。**
- 5 散布作業中の喫煙・飲食は避け、作業後は顔や手足を洗い、うがい、洗眼をし、作業着は着替えましょう。体調の優れない状態での作業は控え、散布中や後に、めまい、吐き気など体に異常を感じたら、直ちに医師の診断を受けましょう。
- 6 使った容器や防除機具などはただちに洗浄し、残った散布液や洗浄液は用水や河川などに流れ込まない場所を選び、土にしみこませるように処分しましょう。
- 7 地域住民や飼養動物（家畜、魚、ミツバチなど）に中毒事故や危被害が起きたり、他作物に飛散したり薬害が出た場合は、速やかに周辺住民、最寄りの警察署、保健所等の関係各方面に連絡をとり対策を講じましょう。
- 8 農薬の使用状況を帳簿に記載、使用した年月日、場所、農作物、農薬名、使用量・希釈倍数などの記録を残しましょう。
- 9 **使い残りを含む農薬は、密栓・密封して、湿度や温度の高い所を避け、農薬専用の保管庫に収納し、必ずカギをかけて保管しましょう。空袋、空びんなどの空容器は、残った農薬を適正に除去し、廃棄物処理業者に委託するなど、適切に処分しましょう。**